ＪＡＭ
政策ＮＥＷＳ
Special Issue

2005年９月２日　第Ｓ－02号

【発　　行】ＪＡＭ

【発行責任者】大山勝也

【編　　集】社会政策局

℡ 03-3451-2586

E-MAIL：syakai@jam-union.or.jp

国や地方自治体の運営コストは私たちが負担！！

私たちは毎月の賃金や一時金から税金を徴収されていますが、どのくらい徴収されているのかきちんと把握していますか？「自動的に引かれているからあまり関心がないや」「税金なんて複雑でよくわからないし、まぁわからなくてもあまり問題ないわ」と思っていませんか？

税金は、国や地方自治体の政治、経済、福祉を維持・充実させる貴重な財源として、国民から徴収されています。私たちは税金の使われ方を良く知って、国や地方自治体のコストを負担しているという意識を持つことが必要です。

さて、「税金」というと消費税・所得税・住民税・相続税などたくさんありますが、今日からは「所得税」について考えてみましょう。

もっと知ろうよ所得税　その１

所　得　税

賃金、商売の利益、不動産を売ったときの収入などに対して国が徴収する税金です。
１月１日から12月31日までの１年間の個人の「所得」に課税されます。(所得×税率)
税率は、10％から最高37％です。

収入と所得は違うの？

「所得」は収入から必要経費を控除したものです。
所得＝収入－必要経費

必　要　経　費

所得を得るためには品物の仕入れなど、費用がかかります。この費用が必要経費です。**労働者の場合は、必要経費の代わりに「給与所得控除」があります。**これは給与収入を得るための費用として一律に差し引くものです。この他、社会保険料・生命保険料配偶者控除なども収入から控除します。

収入は同じでも税金のかかる金額（＝所得）は異なります

独身で収入５００万円の場合

会社員　所得＝５００万円－（給与所得控除＋社会保険料控除など）＝**約３３０万円**

個人事業主　所得＝５００万円－（必要経費＋社会保険料控除など）＝たとえば**約２５０万円**

自分のやりくりで増やすことができます

９月11日（日）は必ず投票に行きましょう！！